

第23号議案

京都府立高等学校等設置条例附則第2項の教育委員会規則で

定める日を定める規則の制定について

京都府教育委員会規則第17号第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年7月20日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

府立鴨沂高等学校は、改築工事のため一時移転していたが、工事が完了し新校舎に戻るに当たり、京都府立高等学校等設置条例（平成39年京都府条例第23号）附則第2項に規定する教育委員会規則で定める日を制定するものである。

京都府教育委員会規則第 1 号

京都府立高等学校等設置条例附則第2項の教育委員会規則で定める
規則

京都府立高等学校等設置条例（昭和39年京都府条例第23号）附則第2項の教育委員
会規則で定める日は、平成30年8月24日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○京都府立高等学校等設置条例（昭和39年京都府条例第23号）

種類	名称	所在地
高等学校	京都府立鴨沂高等学校	京都市上京区寺町荒神口下ル松蔭町

附 則

- 2 平成30年8月1日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日までの間は、表高等学校の項中「京都市上京区寺町荒神口下ル松蔭町」とあるのは、「京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町」とする。

京都府立高等学校等設置条例（昭和39年京都府条例第23号）附則
第2項の教育委員会規則で定める日は、平成30年8月24日とする。

(参考)

一時移転の終期について

学校行事や授業等の学校運営や生徒の通学への影響等を踏まえ、鴨沂高等学校の学校規則で定める夏季休業期間明けの第2学期の授業開始（8月25日）の前日とした。

【参考】鴨沂高等学校学則（抜粋）

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第5条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏期休業日 7月21日から8月24日まで

(定時制の課程にあっては7月21日から8月31日まで)

